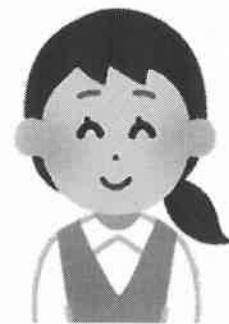


～高校生の保護者のみなさまへ～

保護者等の変更 について、ご連絡は お済みですか？



- 下記の日付以降に、保護者等の減少・増加・変更が発生している場合は、速やかに学校事務室までご連絡をお願いいたします。
・**1年生** 令和6年4月2日以降
・**2~3年生** 令和5年7月2日以降

※「保護者等の減少・増加・変更」については、ウラ面に説明がありますのでご参照ください。

- ご連絡いただいた後、就学支援金のお手続きや書類のご記入・ご提出をお願いする場合があります。

【ご連絡先】大阪府立東淀川高等学校 事務室

TEL : 06-6391-2427 ※平日9時～5時まで



Q. なぜ学校事務室へ連絡する必要があるの？

A. 高等学校等就学支援金を受給されている場合は、保護者等が変更した後も引き続き受給できるかを再審査する必要があるためです。

また、受給されていない場合も、保護者等の変更に伴い就学支援金の対象となる可能性があるため、必ずご報告ください。

詳細はウラ面へ！

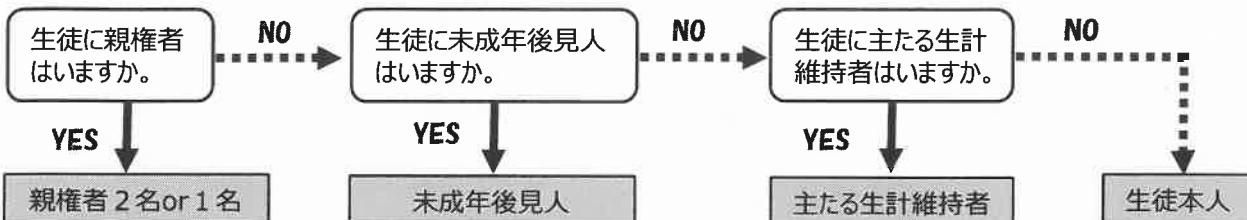


「高等学校等就学支援金」とは？

高校の授業料を国が生徒に代わって負担する、返済不要の制度です。保護者等（※）全員分の住民税を基にした基準額で判定されます。

申請を行い、認定された場合は、期間中の授業料が無償となります。

※就学支援金の支給額の判断基準となる者について



「保護者等の減少・増加・変更」とは？

減少	離婚や死別等により、保護者が2名から1名に減少した場合。
増加	養子縁組や実親同士の再婚等により、保護者が1名から2名に増加した場合。
変更	親権の移動、未成年後見人の選出、扶養状況が変わった等により、保護者が変更した場合。

「高等学校等就学支援金」7月の手続きは？

令和6年7月1日時点の保護者等全員分の、令和6年度の住民税額を基に審査いたします。
審査のために、7月中にインターネットでのお手続き又は書類のご記入・ご提出をしていただきます。
必要な手続きについては、後日学校事務室よりお知らせいたします。
審査結果は、インターネットでのお手続きの場合は9～10月頃、書類のご提出の場合は11月頃に紙で通知いたします。

【就学支援金制度について】

- ◎大阪府府民お問合せセンター ピピっとライン
電話:06-6910-8001 FAX:06-6910-8005
- ◎大阪府ホームページ 「府立高等学校の授業料と就学支援金について」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/>



学校からのお知らせ

※ 転居された場合も、事務室にご連絡ください。